

## 信州型自然保育専門研修事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、信州型自然保育認定園等が自然保育への理解を深めるため又は保育の質向上を図るための研修を希望する場合に、県が選任した講師等を活用して研修会を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象園及び設置者)

第2 事業の対象者は、信州型自然保育認定制度実施要綱第7により認定された園又は設置者及び今後認定を受けることを希望している園又は設置者とする。

### (事業内容)

第3 研修事業の内容は、以下のとおりとする。

2 研修は自然保育を実践できるフィールド等を会場として実施することとし、原則1園につき1年度中に以下のいずれか一つの研修会を開催することができるものとする。

3 複数の園を対象として実施することも可能とし、その場合開催回数は協議の上決定する。

#### (1) 研修希望園又は設置者による【応募型研修】

番号	研修区分	内 容	講 師	研修時間	回数
①	自然保育の理論研修(座学)	自然保育の理念や信州型自然保育の実践事例等について主に座学により研修を行う。	信州型自然保育認定懇談会構成員(有識者)等	3時間程度	別に定める
②	自然保育の実践・体験型研修(園等のフィールド)	自然保育の理念や実践、安全管理等について、講師が開催園等に出向き、保育現場(フィールド)等を会場として体験型の研修を行う。	信州外あそびネットワークの指導者又は森のようちえんの保育者等  (県が講師を選任して派遣する。)	3～5時間程度	
③	自然保育に係るテーマ自由設定型研修(園又は設置者希望型)	県が自然保育の質の向上につながると認める内容について、園又は設置者が主体的にテーマを設定し研修を行う。	園又は設置者の希望に基づき県がテーマに適していると認める講師  (県が講師を選任して派遣する。)	2～4時間程度	

## (2) 県指定園における【受入型研修】

研修区分	内 容	講 師	研修時間	回数
自然保育の 受入園での 体験型研修	県が研修会場として指定する園のフィールドで、研修希望者を受け入れて、自然保育の理念や実践、安全管理等について体験型の研修を行う。	県指定園の 代表者又は 保育者	3～7時間程度 (指定園が定める)	別に定める

### (県が負担する経費)

第4 当該研修事業において県が負担する経費は、講師の研修会当日及び研修のための下見（1回のみ）に係る謝金及び旅費とする。なお、県は当該経費を以下により支出するものとする。

(1) 第3の(1)①・②及び(2)の研修に係る講師謝金及び旅費  
県の規定による。

(2) 第3の(1)③の研修に係る講師謝金及び旅費

謝金については、1研修会あたり下見を含め5万円を上限とする。旅費については県の規定による。

### (申込み)

第5 研修の申込みは以下のとおりとする。

(1) 対象園又は設置者が、第3の(1)①～③の研修の実施を希望する場合は、県が定めた期日までに、信州型自然保育専門研修事業実施申込書（様式第1-1～3）を長野県知事（以下、「知事」という。）に提出するものとする。

(2) 第3の(2)の研修は、県が信州型自然保育認定園の中から特化型と普及型のバランスを考慮して受入研修園を指定し、参加希望者を募るものとする。研修に参加を希望する場合は、信州型自然保育専門研修事業【県指定園における受入型研修】参加申込書（様式第2）を知事に提出するものとする。

### (内容変更・中止（廃止）)

第6 申込園又は設置者が、前項の申込書に記載した研修事業の内容を変更する場合は速やかに信州型自然保育専門研修事業変更届（様式第3）を知事に提出するものとする。

2 申込園又は設置者が、研修事業を中止（廃止）する場合は、速やかに信州型自然保育専門研修事業中止（廃止）届（様式第4）を知事に提出するものとする。

### (最少催行人数)

第7 各研修会の最少催行人数は以下のとおりとする。第3(1)①②③は、開催園の保育者を含む。なお、応募者が以下に規定する人数を下回る場合は、研修会を中止又は延期することとする。

番号	最少催行人数
第3(1)①	15人
第3(1)②	8人
第3(1)③	10人
第3(2)	開催園以外の保育者3人

### (実施報告)

第8 第3(1)の研修が終了したときは、開催園又は設置者は研修終了後15日以内に、信州型自然保育専門研修事業実施報告書(様式第5)に研修会資料及び写真2枚以上を添付のうえ、知事に提出するものとする。

2 第3(2)の研修が終了したときは、指定園は研修終了後15日以内に、信州型自然保育専門研修事業実施報告書(様式第6)に研修会資料及び写真2枚以上を添付のうえ、知事に提出するものとする。また、研修者は、研修終了後15日以内に、信州型自然保育専門研修事業研修報告書(様式第7)を知事に提出するものとする。

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。